

次の対象区域において，建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので，同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成27年11月12日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-007	平成27年11月6日	京都市左京区吉田下阿達町46番地及び46番地の29，同区吉田橋町41番地並びに同区聖護院川原町53番地及び54番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし，正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)